

特例子会社設立等助成金 のご案内

障がい者を多数正規雇用する事業所の施設・設備等の設置・整備に助成します！

助成の要件

- ✓ 障がい者の雇入れに必要な施設・設備等の設置・整備（新設、改良、改修等）に要した費用から消費税及び地方消費税を除いた額が**15百万円以上**であること。
- ✓ 新たに障がい者の正規雇用（期間の定めのない契約に基づく雇用とし、週労働時間が20時間以上であるものをいう。）を**5人以上**行うこと。
- ✓ 新たに雇用する障がい者の人数のうち、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が**30%以上**であること。
- ✓ 特例子会社の設立の場合においては、同社の全従業員に占める障がい者の雇用割合が、**20%以上**であること。

助成金支給額

(1) 特例子会社の設立

最大3,000万円助成

区分			助成金 交付額 (千円)	助成金支給時期及び額(千円)			
親会社 の企業規模	設置・整備 に要した費用	新規正規雇用 障がい者数		事業開始日 から6か月後	事業開始日 から1年6か月後	事業開始日 から2年6か月後	合計
中小企業	15百万円以上	5人以上	7,500	3,750	1,875	1,875	7,500
	30百万円以上	10人以上	20,000	10,000	5,000	5,000	20,000
	45百万円以上	15人以上	30,000	15,000	7,500	7,500	30,000
大企業	15百万円以上	5人以上	7,500	3,750	1,875	1,875	7,500
	30百万円以上	10人以上	15,000	7,500	3,750	3,750	15,000
	45百万円以上	15人以上	22,500	11,250	5,625	5,625	22,500

(2) 企業内障がい者多数雇用施設の設置

750万円助成

区分			助成金 交付額 (千円)	助成金支給時期及び額(千円)			
親会社の企業規模	設置・整備 に要した費用	新規正規雇用 障がい者数		事業開始日 から6か月後	事業開始日 から1年6か月後	事業開始日 から2年6か月後	合計
	15百万円以上	5人以上	7,500	3,750	1,875	1,875	7,500

※ 本助成金においては、業種や資本金の額にかかわらず、常用雇用する労働者の数が300人以下の企業を中小企業とみなす。

■特例子会社■

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者雇用率の算定において親会社の1事業所とみなされる会社



■企業内障がい者多数雇用施設■

重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を多数雇用する施設



申請手続き

本助成金を受けるためには、予め（概ね事業開始予定日の6ヶ月前までに）事業計画の認定を受ける必要があります。認定手続き要項や制度詳細については、ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/252331.htm>）をご覧ください。

【申請・問い合わせ先】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1-220 鳥取県商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課
電話：0857-26-7693 ファクシミリ：0857-26-8169 Email：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp